

寒川町告示第46号

地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第2条第3項、第2条の5の2第3項第9条の3の3、第10条第3項、第10条第4項及び第14条第3項に規定する町長の指定する電子計算機は、電子的に行われた地方税に係る申告等の事務を処理するために寒川町が使用する電子計算機と専用の電気通信回線で接続した一般社団法人地方税電子化協議会が使用し、及び管理する電子計算機とする。

平成29年3月31日

寒川町長 木村 俊雄